

各務原市集会施設に対する補助金交付要綱

(昭和 5 8 年 7 月 2 2 日 決 裁)

(趣旨)

第 1 条 市は、集会施設（自治会又は区域自治会連合会が所有し、又は主として管理する集会施設をいう。以下同じ。）の建設促進及び適正な管理を図るため、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 3 4 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の性格)

第 2 条 この要綱によって交付する補助金は、地域住民の融和を図るための活動拠点として、集会施設を建設し、購入し、修繕し、又は復旧するための事業に対するものとする。

(事業主体及び範囲)

第 3 条 補助事業の事業主体は、自治会又は区域自治会連合会とする。

(補助対象及び補助率)

第 4 条 補助事業に対する補助金は、次のとおりとする。

区分	補助金額	限度額
集会施設の 新築、改築、改造 又は増築	1 m ² 当たりの建築基準単価に建築延床面積を乗じて得た額の 3 分の 2 以内の額（1 万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	2, 0 0 0 万円
集会施設 の購入	既に建築されている建築物を集会施設として購入した場合の購入費又は市長が定める基準額により算出した現存価格のいずれか低い方の額の 3 分の 2 以内の額（1 万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	2, 0 0 0 万円
集会施設 の修繕	修繕に要する費用が 3 0 万円を超えた場合で、その超えた額の 2 分の 1 以内の額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）	1 5 0 万円。ただし、修繕に耐震補強工事が含まれる場合は、3 0 0 万円
集会施設 の災害 復旧	自然災害による被害を受けた集会施設の災害復旧に要する費用の 3 分の 2 以内の額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）。ただし、災害復旧に要する	4 5 0 万円

	費用が、１００万円を超えるものに 限る。	
--	-------------------------	--

備考

- 1 この表において「１㎡当たりの建築基準単価」とは、市長が定める基準単価（実施単価が市長が定める基準単価に満たない場合は、当該実施単価）をいう。
- 2 この表において「自然災害による被害」とは、地震、暴風、豪雨、洪水等の自然現象により生じた被害であって、集会施設の利用者等に対し危険を及ぼすおそれがあるもの又は集会施設の利用に著しい支障があるもので、緊急に復旧する必要があると市長が認めるものをいう。
- 2 市長は、集会施設を新築し、又は改築する場合で、景観形成に著しく寄与すると認められるときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。この場合において、当該補助金は、前項の補助金に加算して交付するものとする。
- 3 同一の事業において、第１項の表に掲げる複数の区分の補助金の交付を受けることはできない。

（補助金の申請期限）

第５条 集会施設の災害復旧に係る補助金の交付を申請しようとする者は、自然災害による被害を受けた日から起算して１年以内に、その旨を届け出るものとし、当該届出をした日の属する年度の翌年度（以下この条において「翌年度」という。）の末日までに申請を行わなければならない。この場合において、当該災害復旧に係る工事についても、翌年度の末日までに完了する見込みであるものでなければならない。

（補助対象外）

第６条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- （１）市が建設した集会施設
- （２）同一の事業に対し市から他の補助金等の交付を受けた場合
- （３）集会施設に係る造成工事、外構工事及び解体工事
- （４）市から補助金等の交付を受け建設された集会施設で、建設後５年未満で増築しようとする場合又は建設後２０年未満で全面改築をしようとする場合
- （５）集会施設の改築、改造、増築、購入又は修繕（耐震補強工事が含まれる場合に限る。）について、当該集会施設が昭和５６年６月１日以降に建築された建

建築物と同等の耐震性を有しない場合

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令等に違反している場合

2 前項第1号、第3号及び第4号の規定にかかわらず、集会施設の災害復旧に係る事業（市が建設した集会施設の建物本体に係る災害復旧を除く。）については、補助金の交付の対象とすることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

2 各務原市広報会集会施設建設事業補助金交付要綱（昭和57年3月10日決裁）は、廃止する。

附 則（昭和60年6月7日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（昭和61年6月2日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年11月21日決裁）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月24日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成5年6月11日決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後のコミュニティ活動及び集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定を行う申請について適用し、同日前に交付の決定を行った申請については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月30日決裁）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 改正後の集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定を行う申請について適用し、同日前に交付の決定を行った申請については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月12日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定を行う申請について適用し、同日前に交付の決定を行った申請については、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月4日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市集会施設に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に集会施設の災害復旧を実施するもの（平成29年4月1日以後の自然災害に起因するものに限る。）から適用する。

附 則（令和6年3月27日決裁）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の表の規定は、この要綱の施行の日以後に集会施設の修繕又は集会施設の災害復旧を実施するものについて適用し、同日前に集会施設の修繕又は集会施設の災害復旧を実施したものについては、なお従前の例による。